[小腸機能障害]

- 1. 小腸機能障害について、
 - ア. 認定基準の3級の記述のb「小腸機能 の一部を喪失」には、アミノ酸等の単一 の栄養素のみが吸収できない状態のも のも含まれると考えてよいか。
 - イ. クローン病やベーチェット病による場 す場合があり、再認定の時期の目安を示 されたい。
 - ウ. 認定基準の4級の記述の「随時」の注 書きにおいて、「6か月の経過観察中」 とはどの期間を指し、また「4週間」と は連続する期間を指すのか。
- 2. 生後まもなく特発性仮性腸閉塞症を発症 始前の血清アルブミン濃度が不明である。 こうした場合であっても、現在の障害程度 して認定してかまわないか。
- 3. クローン病と診断されている成人男性の 中であっても1級として認定してかまわ|指導をすることが適当である。 ないか。
- 4. 小腸の切除により、認定基準の4級相当

- ア. 小腸機能障害では、通常の栄養補給で は推定エネルギー必要量が確保できない 場合に認定の対象となるものであり、単 一の栄養素が吸収できないことのみをも って認定の対象とすることは適当ではな
- 合などでは、障害の状態が変化を繰り返|イ.症例によって異なるが、概ね3年後程 度とすることが適当である。
 - ウ. 小腸の大量切除以外の場合は、切除後 などの障害発生後で、栄養摂取方法が安 定した状況での6か月間のうち、中心静 脈栄養を実施した日数の合計が4週間程 度であると理解されたい。

診断書作成時においてすでに中心静脈栄 し、2歳になる現在まで中心静脈栄養法を|養法が開始されており、推定エネルギー必 継続実施している者から手帳の申請があ 要量の 60%以上を中心静脈栄養法によって った。全身状態は比較的良好で、体重増加 補給している場合は、開始前のアルブミン もほぼ保たれているが、中心静脈栄養法開|濃度が確認できない場合であっても、1級 として認定可能である。

ただし、乳幼児でもあり、状態の変化が が1級相当と判断されることから、1級と|予想されるため、将来再認定の指導を実施 することが適当である。

クローン病の場合は、一般的に症状の変 場合で、種々の治療の効果がなく、中心静|動があり、永続的で安定した栄養摂取方法 脈栄養法を開始して3か月が経過してい の確認には6か月程度の経過観察期間が必 る。中心静脈栄養法開始前のアルブミン濃|要である。その後も現在と同様の栄養摂取 度は3.1g/d1で、体重減少はすでに15%に|状態であれば1級として認定可能である 達している。このような場合は、経過観察 が、その際は将来再認定(概ね3年後)の

4級における経腸栄養法とは、経管によ

質 疑	回 答
と思われる状態だが、栄養維持の方法が特	り栄養成分を与える方法を指しており、特
殊加工栄養の経口摂取となっており、経管	 殊加工栄養を経口的に摂取し、これにより
	栄養補給が可能な場合は、認定の対象とす
級として認定できるか。	ることは適当ではない。
	2 C 18/15 1 C 18.8 4 0
. 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする者	 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする#
	間中は、小腸移植によって日常生活活動の
ように取り扱うべきか。	制限が大幅に改善された場合であっても
よりに取り扱うべきが。	級として取り扱う。
	なお、抗免疫療法を要しなくなった後、
	改めて認定基準に該当する等級で再認定す
	ることは適当と考えられる。